

文化振興審議会委員の公募

文化の振興のため、市長の諮問に応じ調査・審議する文化振興審議会委員を募集。任期は令和6年3月まで。

【対象】市内在住かつ在勤の20歳以上で審議会に出席できる人

【募集人数】1人(選考あり)

【申し込み方法】2月22日(火)までに住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望動機(様式自由、400字程度)を郵送(必着)か持参、ファクスで文化振興課へ。
▼詳しくは、文化振興課 ☎66・1009、FAX 02・9891-1へ。

社会教育委員を募集

社会教育の分野への市民参画を拡大するため、市内在住の20歳以上の人を対象に社会教育委員を募集。任期は2年。

【定員】若干名

【内容】年5回程程度の会議や勉強会、研修会などへの出席や社会教育に対する助言など

【申し込み方法】2月14日(月)までに履歴書(様式自由、応募動機、主な職歴含む)と「多様な世代がつながる地域社会のために自分ができること」をテーマにした作文(任意様式800字まで)を郵送か持参で地域づくり支援課へ。

▼詳しくは、地域づくり支援課 ☎66・1073へ。

J-ALERT 情報伝達訓練を実施

2月16日(J-ALERT(アラート)全国瞬時警報システム)による「緊急情報(国民保護)伝達訓練」を実施します。訓練は、全国一斉で「防災行政無線」や「自動起動ラジオ」、「まいづるメール配信サービス」を通じて行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

【日時】2月16日(水)11時～12時
【内容】◆防災行政無線、自動起動ラジオ：試験放送を一斉に放送◆まいづるメール配信サービス：試験メールを自動的に一斉配信
※気象状況などで訓練を中止する場合があります。

▼詳しくは、危機管理・防災課 ☎66・1089へ。

119番回線の工事

2月25日(金)2時～3時の間の約3分間、N-TT同舎交換機更新工事の影響で119番通報がつながりにくくなります。119番通報がつかない場合は代替番号 ☎62・0185へ掛け直してください。
▼詳しくは、消防本部 ☎65・0214へ。

2月1日(火)から 税の申告 受け付け開始

市役所での申告受け付け

◆所得税・消費税…2月10日(土)・日曜日を除くまで受け付け。税理士の申告相談も同時実施(※)。
※土地・建物・株式などを売却した所得贈与税や相続税の相談は除く。

◆市・府民税…2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日は除く)に受け付け。

市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告書を提出した人には、2月16日までに申告書を送付します。届かない人や新たに申告が必要となった人は、税務課 ☎66・1026へ連絡を。

公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、その他の所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です(還付を受ける場合は確定申告が必要)。ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると、市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。
◆市・府民税が減額になる人…市・府民

税が課税され、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除などを各種控除の追加・変更がある人
※所得・控除の状況で、控除を申告されても税額が変わらない場合があります。

市・府民税申告書への個人番号(マイナンバー)の記載

市・府民税の申告には申告者と被扶養者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書を提出する際は、申告者の本人確認と番号の確認ができる書類の提示が写しの添付が必要です。

税務署への電子申告には電子証明書が必要

「e-Tax」で電子申告を行う場合は電子証明書が必要です。電子証明書はマイナンバーカードに搭載されていますが、有効期限切れ、住所異動などで失効している場合は、再発行の手続きが必要です。

▼詳しくは、市民課 ☎66・1001、西支所市民・年金係 ☎77・2252へ。

申告受け付けの日程				
受付会場	赤れんが4号棟	市役所本庁(1階ロビー)	市役所西支所	舞鶴税務署
受付申告書	所得税・消費税	市・府民税	市・府民税	所得税・消費税・贈与税
受付時間	◆9時30分～12時 ◆13時～16時 (相談受付締切時間15時)	9時～16時	9時～16時	9時～16時
※申告の相談・受け付けは●印の付いているところで実施。	2月 1日(火)	●		
	3日(木)	●		
	4日(金)	●		
	7日(月)	●		
	10日(木)	●		
	16日(火)		●	
	18日(金)		●	
	21日(月)		●	
	22日(火)		●	
	24日(木)		●	
	25日(金)		●	
	28日(月)		●	
	3月 4日(金)		●	
	7日(月)		●	
	11日(金)		●	
14日(月)		●		
15日(火)		●		

会場の「密」を避けるためのお願い

所得税などと市・府民税の申告受付日は異なります。また「密」を避けるため、会場内では待機できないので注意してください(時間指定の整理券を発行します)。

◆所得税・消費税

自宅のパソコンやスマホから「e-Tax」か国税庁ホームページ「確定申告コーナー」(下コードからアクセス可)を利用し、申告書を作成できます。

▶詳しくは、確定申告コールセンター ☎75・0801 音声案内「0」へ。

◆市・府民税

「郵送」での提出にご協力ください。また、スマホから市役所本庁での申告相談の事前予約ができます。希望者は右下コードから申し込みを(定員あり)。

▶詳しくは、税務課 ☎66・1026へ。

市議会12月定例会 25議案を可決・承認・同意

市議会の12月定例会が11月25日に開会。令和3年度補正予算や条例など市長提案の25議案を審議。原案どおり可決・承認・同意され、12月23日に閉会しました。主な内容は、次のとおり。

◆補正予算

【一般会計】

- ◆第7号…3,000万円の増額
 - ◆第8号…8,345万円の増額
 - ◆第9号…6億2,400万円の増額
 - ◆第10号…6億2,000万円の増額
 - ◆第11号…8億2,157万円の増額
 - ◆第12号…13億7,100万円の増額
- この結果、予算総額は、歳入、歳出いずれも405億7,674万円となりました。

【特別会計】

- ◆国民健康保険事業会計(第2号)…2億4,200万円の増額。この結果、予算総額は、80億5,159万円となりました。
- ◆駐車場事業会計(第2号)…700万円の増額。この結果、予算総額は、9,630万円となりました。

◆条例

- ◆舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- ◆舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例
- ◆舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ◆舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例
- ◆舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例
- ◆舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例

◆舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

◆人事

- ◆監査委員の選任…小谷繁雄氏
- ◆公平委員会委員の選任…足立清治氏
- ◆農業委員会委員の任命…前田隆文氏
- ◆人権擁護委員候補者の推薦…北浦弘治氏、田中萌恵氏

◆その他

- ◆和解(市有自動車の交通事故)
- ◆指定管理者の指定
 - ・舞鶴赤れんがパーク(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)等)の一部…株式会社ウッドイーハウス(10年間)
 - ・舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設…特定非営利活動法人駅舎と共にいつまでも(5年間)
 - ・五老ヶ岳公園(五老ヶ岳公園展望タワー等)…一般財団法人有本積善社(5年間)
 - ・大波上集会所…大波上区(5年間)

- ◆工事請負契約の変更(次期最終処分場整備工事)
- ◆字の区域及び名称の変更(西神崎地区及び東神崎地区)

◆詳細情報を公開中

市議会定例会に関する資料・情報は、市政情報コーナー(市役所本庁1階)で公開しているほか、市ホームページでも閲覧できます(右コードからアクセス可)。



《総務課》